

## 第3回東大阪市上下水道事業経営審議会 会議録

- ◆日 時 令和5年11月24日(金) 13:30～14:40
- ◆場 所 東大阪市上下水道局 水道庁舎2階 第1会議室

### ◆次 第

- 1 開会
- 2 会議の公開及び傍聴者の入場
- 3 議事  
(案件) 今後の水道料金改定について
- 4 閉会

### ◆出席者

- 資料-1 出席者名簿 参照

### ◆配布資料

- 資料-1 出席者名簿
- 資料-2 今後の水道料金改定について

## ◆会議録

### 1 開会

○ 開会

これより第3回東大阪市上下水道事業経営審議会を始めます。

○ 資料確認

資料は、次第の他に

資料－1 出席者名簿

資料－2 今後の水道料金改定について

以上3点です。

### 2 会議の公開及び傍聴者の入場

○ 傍聴者の入場

本審議会の会議につきましては、審議会規程第6条第3項に基づき原則公開することとしておりますが、本日傍聴人の受付はございませんでしたことをご報告させていただきます。

○ 会議の公開について

本審議会につきましては、議事録作成のため、録音させていただき、また、作成した議事録は皆さまにご確認いただいた後、個人名を伏せた状態で市ウェブサイト公開させていただきます。

### 出席者の紹介

(庶務より、資料1に記載した理事者(本会議から新たに出席した理事者のみ)の所属・役職、氏名を紹介)

### 3 議事

#### (案件1) 今後の水道料金改定について

(庶務より、資料－2「今後の水道料金改定について」の内容について説明)

○ 質疑応答

#### **【委員】**

私は昨年度の審議会で料金改定の審議をさせていただきました。その時は、(経営指標は)東大阪市の水道ビジョンの条件ということでした。今回、条件が変わっているということで、水道ビジョンの条件ではなく、大阪広域水道企業団の統合案を条件として出され

ているのは何故ですか。

**【庶務】**

今回、料金改定時期の検討に際しまして、直近の財政状況を検証して、料金改定時期を検討する必要があるということで、その直近の資料として企業団の統合案の経営シミュレーションを用いています。企業団との統合検討については、本市を含む6団体で検討を行っておりまして、経営指標については6団体共通の条件ということになっています。また、企業団との統合によって将来的な料金値上げの抑制、経営の効率化を図っていくことができることを見込まれておりますので、企業団との統合についても引き続き検討を続けていきたいと考えております。

**【委員】**

(企業団との統合を検討している)6団体について、各市の水道料金、使用量、人口減少などの状況を全て合わせてシミュレーションしているのでしょうか。人口が増える市、減る市があると聞いています。

**【庶務】**

シミュレーションは6団体の状況、今後の人口の状況、それに伴う水需要の状況、これを全て試算して今回のシミュレーションを作っております。今その状況について詳細な資料はお示ししておりませんが、水量については概ね全ての団体において減っていく状況であったと記憶しております。今回6団体が企業団との統合を検討しておりますが、水道の料金等が一気に統一されるとか、そういうことはございません。運営自体はこれまで通り各市の会計は別にして独立して暫くは運営していくということになっています。他市で給水収益が減ったから東大阪市の経営に何か影響を及ぼすということは、当面の間ございません。

**【委員】**

今年度シミュレーションをしっかりと示されたので、令和7年10月から料金改定を実施することに対しては、(将来的に料金値上げも)抑制されて、黒字になっているということです。消費者としては、安ければ安いほど良いですが、未来にも消費者がいますので、その人達に負担がかからないように考えていただきたいです。

**【委員】**

昨年度の答申の内容が11頁に掲載されており、改定時期は令和6年4月とすることが妥当としたのですけれども、本日の説明の中で32頁に、シミュレーションを見直したと

ころ、値上げ幅については設定条件を変えても変わらず13%の値上げが必要となったということですが、改定時期については令和7年10月の改定が必要ということで、前は4月、今回は10月である、このあたりの考え方について教えていただきたいです。

**【庶務】**

今回、直近のシミュレーションにやり直したところ、令和7年度に赤字になるということでした。これは、これまでのシミュレーションと同じ結果だったのですが、昨今の物価等の高騰についても落ち着いている状況ではないということで、このような状況の中で料金の値上げを行って良いものかということも考えましたが、今の経営状況を検証する中で料金改定は実施しなければならない。その中でいつ（料金改定を）行っていくか、市民の皆さまへの影響も考えれば出来るだけ遅い時期ということも検討しなければならないのではないか、ということを検討した結果、遅くとも令和7年10月には料金改定しなければ水道の健全な経営を維持することができないというシミュレーションになりましたので、令和7年10月ということにさせていただいております。

**【委員】**

料金改定の部分については、私自身も注視している部分がありますけれども、財政シミュレーションを説明いただいた中で、市民側からも料金が上がるのはうーんというところがあるかと思いますが、中身の部分、このようにシミュレーションをしていく中で、このような理由があるから料金が上がるということを詳しく説明していただいているので、理解が得られやすいのではないかと思います。その中でも、（13頁に記載の）お客さまサービスの維持や、緊急時の対応等は、プラスの内容ですごく楽しみな部分です。（企業団との）統合に向けて検討中と書かれていますが、6団体なので色々な市が集まって1つになるのはなかなか難しいことなのかなと思います。私が心配しているのは、検討中の中で何か不測の事態があって、中止やだいぶ遅れるなど、そういったことはないのでしょうか。

**【庶務】**

現時点では中止になるとか、そのようなところは分からないですが、例えば料金システムを企業団の中で統一することによって、例えば今までできていないクレジットカードでの支払いができるようになるとか、そのようなところは進めていこうという動きになっていますので、現時点では前向きに進めていきたいと考えております。

**【委員】**

クレジットカードは個人の支払い用でしょうか。

**【庶務】**

はい。個人の支払いをクレジットカードで支払っていただくということです。今は銀行の口座からの引き落としや、コンビニエンスストアでの支払い等がありますが、その中にクレジットカードでも支払っていただけるようにするという事です。

**【委員】**

クレジットカードを持っていない人はどうすれば良いのでしょうか。

**【庶務】**

全員というわけではなく、希望される方には、そのような支払い方もできるようになるということで、皆さまにできるだけ（多様な方法で）支払っていただけるような環境を整える方向で検討されています。

**【委員】**

電気代やガス代の支払いでは、（クレジットカードの支払いによる）利息のことを考えずに、ポイントのことを考える消費者も多いです。私は、クレジットカードによる支払いは反対と言っています。

**【庶務】**

クレジットカードによる支払いの方法は、会社によって色々あると思いますが、私が認識しているのは一括での支払いであれば利息の方はかからないことの方が多いのかなと思います。例えば分割して支払うということになれば、そこに利息等がかかってくる形になっている場合が多いというふうに認識しております。今仰っていただいたように、クレジットカード会社によってはポイント等が付く場合もありますので、一括の支払いでポイントも利用して支払いたいというお客さまのニーズは一定あると思っております。

**【委員】**

普通に生活できる人でしたらそれで良いと思います。普通に生活できない人に対してクレジットカードで決済していただきと言うのは無理な部分があります。

**【庶務】**

これはあくまでお客様のご希望があればということになりますので、そのような場合でも対応していければと考えております。

**【会長】**

今のところ組織として積極的にクレジットカードの導入を進めていくとか、そちらを主

体に置くとか、そのような話ではないでしょうか。

**【庶務】**

はい。(クレジットカードに主体を置くということではありません。)

**【委員】**

水道料金の支払いは通常は銀行引き落としということで理解していますが、現状はどのような比率で支払われているのでしょうか。現金で支払われる場合もあるのでしょうか。

**【理事】**

おおよその割合で言いますと、金融機関の口座振替で約 75%、銀行窓口が数%、コンビニエンスストアの窓口あるいはモバイル決済で約 23%になっています。

**【会長】**

支払い方法も多様化していくということですね。

**【委員】**

できるだけ多様化しない方が良いんじゃないかと思いました。

**【副会長】**

資料の 14 頁、財政シミュレーションの条件設定の見直しの中の「資金残高を給水収益の 3 ヶ月分以上の確保」、「黒字確保」、「料金回収率を 3 年間 100%以上維持」の 3 つの条件は、企業団統合の共通条件ということでしょうか。

**【庶務】**

はい。そのようなことになっております。

**【副会長】**

これが一番大きな点かと思いますので、下の方にでも注釈を書きいただきますと、この資料からご覧になった方からの追求は避けられるのではないかと思います。

**【委員】**

6 頁の従量料金について、例えば家事用で 21 m<sup>3</sup>~30 m<sup>3</sup>が 208 円、30 m<sup>3</sup>~が 247 円というふうになっていきますけれども、これは水量がオーバーした分が上がるという認識でよろしいでしょうか。

**【庶務】**

料金の計算につきましては、例えば7 m<sup>3</sup>まで使っていただいた方については608円で一律というふうになっています。10 m<sup>3</sup>使っていただいた方には608円に98円と98円と98円を足します。11 m<sup>3</sup>使っていただいた方には、次にプラス146円になるということで、段階的に上がっていくということになっています。

**【委員】**

オーバーした分がこの料金になるということですね。分かりました。

**【委員】**

大阪広域水道企業団との統合検討について、東大阪市以外の市も検討されているということについては気になっています。東大阪市は値上げしないままこれまで過ごしてきて、この度値上げをしますということを市民の皆さまに受け入れていただくためにも、他市との比較、他市の動きについても合わせて欲しい資料であり、お伝えすることが良いのではないかと思います。

**【庶務】**

他の市でも経営シミュレーションは行っております。企業団へ統合しても安定的に経営していかなければいけないことは変わりませんので、各市で赤字になる前に料金改定を実施するという、そのようなシミュレーションを作っておられます。(料金改定の)タイミングがいつになるかというのは各市の状況がありますが、東大阪市については令和7年ということで検討している状況です。

**【会長】**

統合とは直接関係ないですが、最近経営が厳しくなって料金改定を検討している事業者が大阪府内にも結構あるように思います。軒並み20%程度の料金改定率を設定しようとしている話を聞くことがあります。最近ですと例えば電気代が上がり動力費に影響が出てくる話もよく聞きますので、ある意味料金改定ラッシュというものもあるのかなというふうに思います。

**【委員】**

7頁で、物価高騰で改定率が上がっていくのが通常だと思っていますが、平成23年に5%下がっているのは、何か要因があるのでしょうか。

**【理事】**

7頁の料金改定時期について、平成13年の値上げは、東大阪市は受水ということで水を

購入しておりますので、受水単価の値上げによるものでした。平成 23 年は逆に受水単価が下げられたということに合わせて、本市の方も値下げに踏み切ったということになります。

**【委員】**

料金制度について、マンションや団地も家事用に含まれると思いますが、マンションの場合は 1 室ずつ計っているのか、その辺りの仕組みについて教えてほしいです。

**【理事】**

マンションに関しましては、一棟（マンション全体）に対して請求させていただくというのが基本です。個別の入居者に対しては、マンションのオーナー様との契約というふうになりますので、上下水道局は直接関与していないということになります。

**【委員】**

オーナーが一戸ずつ（の水道料金）を計算しているということですね。

**【理事】**

その通りです。

**【委員】**

マンションの入居者は、水道料金を（上下水道局へ）直接、例えば金融機関へ支払うということはないのでしょうか。

**【理事】**

はい。（マンションの入居者が直接支払うということはありません。）

**【委員】**

マンションでは個々のメーターの水量分だけを支払うのではなく、マンションの水まき等水道を使っている部分を上乘せされている場合があります。マンションによって入居者の水道料金の考え方が異なるので、マンション入居時に水道料金の考え方を聞いた方が良いでしょう。月に 1,500 円という方もいれば、最低料金に共用部分の水道料金を上乘せしたものを 2 ヶ月に 1 回管理費等から差し引かれる場合もあります。

**【委員】**

補足説明を、ありがとうございました。



【会長】

前回料金改定の際に、本当は料金体系まで見直したいところを断念された経緯がありますが、今回財政シミュレーションを見直して企業団の条件に合わせることにして、料金改定の基準を少し甘く見るような変更になっているのかなというふうに見てとれます。一方で、企業団と統合することによって府からの補助金が入ることが前提になっているということで、ある意味相殺されるようなイメージですが、府からの補助金は使用の用途については制限なく自由に、東大阪市の裁量で使えるものなののでしょうか。それとも色々な制約条件があるのでしょうか。と言いますのは、次に料金体系の見直しをするときに、どうしても値上げのタイミングで料金体系の変更も一気に行おうとすると、一部の消費者のところには激変が伴う可能性があると思いますので、その緩和措置という部分にも活用したりできるものなのか、補助金の枠組みについて、分かる範囲で教えていただきたいです。

【庶務】

補助金については大きく2つありますが、まず1つは統合することによって統合に必要な建設事業費に使えるものと、あともう1つは同じ建設事業費ですけども、統合に関係のない管路の整備等に使うもので、いずれにしても施設整備のためだけに使えるものということになっております。

【会長】

考え方としては、施設整備の方で本来執行しなければならなかったものが、(補助金を使えるため)別のところに回せるという解釈でしょうか。

【庶務】

そうですね。本来企業債を借りなければいけなかったけれども、借入額を抑えることができるとか、そのようなところで料金改定にはメリットがあるということになっております。

【会長】

分かりました。

【会長】

色々ご意見が出ましたけれども、今後の料金改定につきましては庶務から説明がありましたとおり、料金改定時期は令和7年10月、料金改定率や料金体系の方針は答申書の内容を踏襲する方針とすることについて、審議会としては了承することにしたいと思えます。ただ色々ご意見も出ましたので、これからの事業運営の参考にしていただきたいと思います。

います。

(庶務より、今後のスケジュールについて説明)

#### 4 閉会